

令和元年(ソ)第399号 即時抗告申立事件 (原決定・東京簡易裁判所令和元年
(サ)第520200号(200号事件), 第520211号(211号事件),
基本事件・同裁判所令和元年(ハ)第36389号著作権侵害差止等請求事件)

決 定

5 大阪市浪速区湊町2丁目2番45号オンテックス難波ビル10F

抗告人(基本事件被告) 株式会社ビヨンド
同代表者代表取締役 原 岡 昌 寛
同代理人弁護士 川 内 康 雄

ドイツ連邦共和国50931ケルン市オスカー・イエガー通り9番

10 相手方(基本事件原告) マルコ・フェルヒ
同代理人弁護士 山 本 隆 司
同 大 野 徹

主 文

本件抗告を棄却する。

15 理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の移送申立て(200号事件)を却下する。
- 3 基本事件を大阪地方裁判所に移送する。

20 第2 事案の概要

1 事案の要旨

基本事件は、相手方が、抗告人において、その運営するウェブサイトには相手方の
撮影した写真(以下「本件写真」という。)を複製して公衆送信し、リンクを貼る
などしたことにより、本件写真についての相手方の著作権(複製権、公衆送信権)
25 及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害し、第三者による著作権(複製権)侵害を
幫助したと主張して、抗告人に対し、著作権法112条1項に基づき、本件写真の

複製，自動公衆送信又は送信可能化の差止めを求めるとともに，民法709条に基づき，損害賠償を求める事案であり，本件記録によれば，訴訟の目的の価額は140万円を超えないことが認められる。

相手方が民訴法18条に基づき東京地方裁判所への移送を求め（200号事件），
5 抗告人が大阪地方裁判所への移送を求めた（211号事件）のに対し，原裁判所が相手方の申立てにより基本事件を東京地方裁判所に移送するとともに，抗告人の申立てを却下する旨の決定をしたため，抗告人がそれぞれの判断を不服として即時抗告を申し立てた。

2 抗告の理由

10 抗告人は，相手方の申立てを認めた判断を不服とするとともに，抗告人の申立てにより基本事件を大阪地方裁判所に移送すべき理由として，別紙「即時抗告申立書」及び「補正申立書」記載のとおり主張する。要するに，東京都を管轄する裁判所に基本事件の土地管轄は認められないとし，また，基本事件を東京地方裁判所で審理すると，証人の住所及び検証物の所在地が大阪府であることが原因となって，訴訟
15 が著しく遅延するとともに，著しく衡平を害するとして，主位的に民訴法16条1項，18条に基づき，予備的に民訴法17条，18条に基づき，大阪地方裁判所への移送を求めるものである。

第3 当裁判所の判断

1 基本事件は，前記第2の1のとおり，ウェブサイトにおける本件写真の複製，
20 公衆送信による著作権侵害等を対象とするものであるから，インターネットを通じて侵害結果が発生していると認められ，不法行為地（民訴法5条9号）に当たると解される東京都を管轄する東京簡易裁判所の管轄に属すると認められる。

したがって，民訴法16条1項，18条に基づき大阪地方裁判所への移送を求める旨の抗告人の主位的主張は採用することができない。

25 2 また，本件記録によれば，抗告人の本店所在地は大阪市であると認められるから，基本事件は，民訴法4条により大阪市を管轄する裁判所の管轄に属すると認

められるところ、抗告人は、予備的に、民訴法17条、18条に基づき、基本事件を大阪地方裁判所に移送すべきである旨主張する。

しかしながら、現時点において、抗告人は、請求原因事実に対する認否を明らかにしておらず、争点やその立証方法等は明らかでない。このような基本事件の審理の状況に加えて、基本事件の内容、証拠構造等に照らせば、現時点では、本件写真の複製、公衆送信を行い、大阪府に居住しているという抗告人の元従業員の証人尋問の必要性や、同人が使用していたというパソコンの検証の必要性は明らかでなく、基本事件を東京簡易裁判所又は東京地方裁判所で審理することによって、訴訟の著しい遅滞が生ずると直ちにいうことはできない。

また、抗告人の本店及び抗告人代理人の弁護士事務所がいずれも大阪市に所在することを踏まえても、基本事件を東京簡易裁判所又は東京地方裁判所で審理することによって、当事者間の衡平を害すると認めるに足りないというべきである。

したがって、基本事件を大阪地方裁判所へ移送することが、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要であると認められないから、抗告人の予備的主張を採用することはできない。

3 そして、相手方は、民訴法18条に基づき、東京地方裁判所への移送を求めているところ、前記第2の1のとおり基本事件の内容及び性質に照らせば、同条に基づき基本事件を東京地方裁判所に移送することが相当である。

4 よって、基本事件を東京地方裁判所に移送し、抗告人の申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

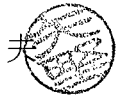
令和2年1月20日

東京地方裁判所民事第29部

裁判長裁判官 山 田 真



裁判官 矢野 紀夫



5

裁判官 西山 芳樹





(別紙)

東京簡易裁判所
民事係
1.11.12
第353号
対馬

即時抗告申立書

令和元年11月11日

東京地方裁判所 御中

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目3番25号
梅田プラザビル別館203号
i 法律事務所 (送達場所)
電話 06-7506-9455
FAX 06-6363-4270
抗告人代理人弁護士 川内 康雄



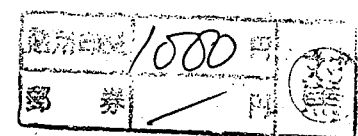
東京簡易裁判所令和元年(サ)第520200号及び令和元年(サ)第520211号事件について、同裁判所が令和元年10月31日にした後記決定は不服であるので、即時抗告を申し立てる。

第一 原決定の表示

本件を東京地方裁判所に移送する。
被告の移送申立(211号事件)を却下する。

第二 抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。



2 本件を大阪地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。

第三 抗告の理由

原決定は、①東京地方裁判所が本件について管轄を有している、
②本件に民事訴訟法第17条の理由は認められないと判断している。

①の判断が誤りである事については、抗告人が移送申立書、移送申立に対する意見書及び意見書でその理由を述べたとおりである。

加えて、本件では民事訴訟法第17条の理由が認められるので、
②の判断も誤りである。

第一に、本件を東京簡易裁判所や東京地方裁判所にて審理を行うと、証人の住所、検証物の所在が原因となって、訴訟が著しく遅延する。

本件は、著作権侵害に基づく損害賠償請求である。インターネットによる写真の公衆送信が加害行為とされているので、加害行為の有無や、加害行為の期間が争点となり、当事者双方共、これらの立証が必要となる。これらの立証にあたっては、電子的記録のみならず、公衆送信を行った人物の尋問が必須である。なぜならば、公衆送信の記録であるいわゆるウェブサーバーログは通常短期間で抹消させる設定となっており、現時点では存在していないから、唯一現存する証拠は当該人物のみだからである。また、被抗告人の主張からすると、公衆送信の準備行為も複製権侵害となるが、そのような準備行為については、そのログが記録されないから、主たる証拠は当該人物の証言となる。

本件で公衆送信を担当していた者（以下「抗告人担当者」とい

う)は、抗告人を既に退職している。そのため抗告人においては職務として証言を命ぜられる立場に無い。抗告人担当者は大阪在住であるから、大阪で証人尋問を行うのであれば、まだ裁判所に召喚できる可能性はあろう。しかし実施場所が東京となれば、すでに別の会社に就職し、平日就労している抗告人担当者を召喚するためには、日程の調整だけで相当遅延する可能性がある。また現実的には、法律上の制裁があろうとも、抗告人担当者の証人尋問への出頭を確保すること自体も容易ではない。

次に公衆送信に関わる各種事実関係を技術的に検証して明らかにしようとするれば、抗告人担当者が使用したパソコンと公衆送信に使用されたサーバーコンピューターがその対象となる。当該パソコンはデスクトップ型であるので、そもそも移動が容易ではないが、抗告人社内のネットワーク上とで分散してデータが保存されている可能性も高いため、抗告人事業所でないと、意味のある検証が行えない。サーバーコンピューターは福島県に所在しているが、移送申立書で述べたとおり、ログの復元やその可能性の検証のために遠隔ログインで解析しようとする、ログイン情報が記録されたパソコンが必要である。このサーバーコンピューターのログイン情報は、単なるIDとパスワードという文字列の組み合わせではなく、ビット長の長い電子データであり、当該パソコンに暗号化されて保存されており、復号にも当該パソコンが必要である。さらに対象のサーバーコンピューターはセキュリティ確保のために、遠隔ログインのためのIPアドレス制限が設定されている可能性があり、そうすると抗告人事業所に敷設されたインターネット回線を通じてしか、遠隔ログインができない。つまり本件で検証をする場合には、大阪で実

施をすることが必須であるが、東京の裁判官がこれを実施するとなれば、各種の調整の必要が生じ、実施が大幅に遅延する事は明らかである。

第二に、本件を東京で審理することは、余りにも衡平でない。本件で被控人が東京簡易裁判所又は東京地方裁判所としたのは、一見してわかるとおり、被控人の代理人の事務所所在地が東京だからである。被控人が代理人を代理人として選任したのは、代理人が英語に堪能で、且つ、著作権を専門とするからであろう。現在の日本の弁護士の分布として、著作権を専門として取り扱い、且つ、外国語での対応が可能である弁護士は、事実上東京にしかいない。そのため必然的に委任先の弁護士は、東京の弁護士となる。そしてもし原審の判断のように、インターネットによる著作権侵害事案において日本全国に管轄が認められるとすると、外国人はすべからず、東京で訴訟を提起するであろう。つまり結果として、外国人が原告となるインターネット著作権侵害訴訟は、すべて東京で行われることとなる。被告となる日本人からすれば、専門弁護士の東京偏在という社会現象が原因となって、東京での訴訟対応を強制される。移送申立書で述べたとおり、東京という地は、本件の審理との関係においては、なんらの有益性も存在していないから、弁護士偏在という事案の中身と何の関係も無い理由で、東京での審理を認める事は著しく衡平を害する。もちろん「東京でしか弁護士を見つけられない」という外国人の不利益も考慮には値するが、管轄や裁判権の判断においては自国民の利益を優先することが原則であって、衡平を害する事を、殊更に認容させるべき理由とはならない。本件では被控人が東京を選択したが故に問題が顕在化していないが、原審の

理由は、日本のどこの裁判所にも被告を呼び出せるという理屈である。そのような明らかに衡平を失した理屈を、裁判先例として承認してはならない。

以上

(別紙)

当事者目録

大阪府大阪市浪速区湊町2丁目2番45号オンテックス難波ビル10F

株式会社ビヨンド

原告人代表者代表取締役

原 岡 昌 寛

同訴訟代理人弁護士

川 内 康 雄

ドイツ連邦共和国50931ケルン市オスカー・イエガー通り9番

マルコ・フェルヒ

被原告人訴訟代理人弁護士

山 本 隆 司

同

大 野 徹



補正申立書

令和元年12月26日

東京地方裁判所 第29民事部B係 御中

抗告人代理人弁護士 川内 康雄



抗告人は、東京簡易裁判所令和元年（サ）第520200号及び令和元年（サ）第520211号事件について、抗告人が提出した令和元年11月11日付即時抗告申立書について、以下の通り補正を申し立てる。

一 「第二 抗告の趣旨」を以下の通りに改める。

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の移送申立を却下する。
- 3 本件を大阪地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。



一 「第三 抗告の理由」を以下の通り補足する。

本抗告における抗告人の主位的な主張は管轄違いである。本件は東京簡易裁判所及び東京地方裁判所が管轄を持たないので、民事訴訟法第16条1項の定めにより移送が必要である。事案の内容から、適切な管轄地は大阪である。そして事案の性質上、地方裁判所での審理が適切であるので、同法18条により、大阪地方裁判所へ移送されなければならない。

貼用印紙	0	円
郵券	1099	円
備考		

抗告人はかかる主位的主張に加え、同法 17 条による移送も予備的に主張するものである。本件では審理の遅滞を避け、衡平を図る必要があるので、同法 17 条による移送が必要である。そして先と同じく、同法 18 条に基づき、大阪地方裁判所へ移送されなければならない。

以上



これは謄本である。

令和2年1月21日

東京地方裁判所民事第29部

裁判所書記官 依田 純

